

兵庫DCエクスカーション事業委託業務 公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

兵庫DCエクスカーション事業委託業務（以下、「業務」という。）

2 実施主体

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下、「委託者」という。）

3 業務期間

契約締結日から令和4年11月30日（水）まで

4 事業概要

委託者は、令和5年7月～9月の3か月間、「兵庫テロワール旅」(※)をテーマにJRグループと連携した「兵庫デスティネーションキャンペーン（以下、「兵庫DC」という。）」を展開する。兵庫DCに向け、旅行会社に旅行商品の造成・販売や観光情報の発信などを要請することを目的として、全国宣伝販売促進会議（以下、販促会議という）、及びエクスカーションを実施する。

については、「兵庫DCエクスカーション事業委託業務」（以下、「業務」という。）を委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募する。

※ 単に観光地をめぐる物見遊山型の旅行とは異なり、各地域の特色ある「食」や「文化」に触れるとともに、それら文化が何故その地に根付き、引き継がれてきたのかという自然的／文化的背景についても知ることが出来るような、旅行者の知的好奇心を満たし満足度を向上させる仕組みを持った旅。

5 予算額及び事業スケジュール

(1) 予算額

9,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、委託金額には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

※参加費は委託金額に含まない。【6（3）のとおりに従う】

(2) 事業スケジュール

期 日	内 容
6月2日	募集開始
6月6日	参加申込締切
6月7日	質問締切
6月14日	提案書提出締切
6月中旬	提案審査（書類審査）
6月下旬～	審査結果通知、契約締結、委託業務開始
6月下旬～	コース造成、手配・調整（随時）
6月下旬～	参加者の選定、募集開始
9月27日～28日	エクスカーション実施日（1部9月26日含む）
11月30日まで	事業完了報告書の提出

6 業務の内容

(1) 企画・調整・運營業務

全国の旅行会社、JR各社等に向けて、兵庫テロワール旅をテーマにした食・文化の魅力を伝え・体験できる場を設け、旅行商品の造成に繋げるため、エクスカージョンの企画・調整・運営を行うこと。

ア 概要

- ・実施日：令和4年9月27日（火）～28日（水）
- ・訪問先：五国（摂津・播磨・但馬・丹波・淡路）
- ・行程：各エリア1泊2日×5行程
- ・参加者：120名程度（各コース20名+スタッフ4名）

(参考) 全国宣伝販売促進会議概要（以下、「会議」という。）

- ・開催日：令和4年9月26日（月）14時から20時まで
- ・会場：神戸ポートピアホテル（レセプション、体験・観光PRコーナー等）
神戸国際会議場（全体会議）
- ・参加者：約350名

イ 留意事項

- ・委託者に加え、西日本旅客鉄道株式会社とも十分に連携して業務にあたること。
- ・過去に開催された他府県等のエクスカージョン実績を参考にすること。
- ・各地域推進協議会に対して行程について事前説明を行うこと。事前説明後に各地域推進協議会の了承のもと訪問先各事業者との連絡調整を開始・実施すること。
- ・委託者は、販促会議の開催に係る公募型プロポーザルを別途実施しており、本業務との連携が不可欠であるため、受託後の連携について留意すること。

なお、販促会議企画運營業務受託者との連携協議の場は委託者が別途設定する。

- ・必要に応じて、委託者及び関係機関との打合せ並びに現場確認に同行すること。
- ・本業務に伴う、旅行傷害保険等の必要な保険への加入手続きをすること。

※保険契約金は委託料に含む。

ウ 行程について

① 共通事項

- ・宿泊施設、バス、昼食会場、訪問先、立ち寄り施設での体験・見学等訪問等、エクスカージョンの実施に係る全ての予約手配、事前及び当日の連絡調整は受託者にて行うこと。
- ・バスについては大型バスを手配すること（ガイド無し、有料道路・駐車料金含む）。
- ・本県が摂津・播磨・但馬・丹波・淡路という五国（地域）に分類されることから、各地域につき1行程（1泊2日）を企画提案すること。

地域	コースツアータイトル
摂津	神戸の異国情緒や阪神の多彩な文化を体感する旅
播磨	姫路城特別公開！歴史・伝統・食がきらめくはりま路に行く旅
但馬	絶景と温泉と海の幸。ジオパークの恵みを味わう旅
丹波	城下町・宿場町と里山の美味。豊かな歴史ときめく旅
淡路	「御食国」の特別な食と「新たな魅力」を体感する旅

- ・ 1 コースあたり 24 名を想定すること。(参加者 20 名及びスタッフ 4 名)
 ※スタッフ：委託者 1 人、JR 西日本 1 人、受託者添乗員 1 人、バス運転手 1 人
 ※受託者添乗員（1 人）の基本的な添乗員業務は行程・スケジュール管理や人数の確認、各施設への支払い等を行う。
- ・ エクスカーションの参加者は委託者から提示する。
- ・ 移動時間については余裕をもった時間設定とすること。
- ・ 5 行程のうち神戸港から淡路島までの航路を含むコースを企画提案すること。なお、航路及び船の手配に関しては委託者又は兵庫県が設定、選定、手配するため、委託業務の範囲から除くものとする。なお、船の運航事業者が決定後、当事業者と円滑な調整を行うこと。
- ・ 委託者が提示する観光コンテンツをできる限り含めること。【詳細については委託者（兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局）に問い合わせること。】
- ・ 解散場所については、新神戸駅、姫路駅、三ノ宮駅など、新幹線や JR 在来線の主要駅とすること。

② 訪問先について

- ・ 旅行会社商品造成担当者の商品造成に役立つと思われる訪問先を企画提案すること。ただし、訪問先等は委託者との協議により変更する場合がある。
- ・ 訪問先での詳細な説明内容が参加者に十分に理解される工夫を企画提案すること。

③ 宿泊について

- ・ J R グループ協定旅館ホテル連盟に加盟する施設とする。
- ・ 各宿泊施設共に一室 1 名利用とする。
- ・ 提案する宿泊施設が、温泉を有することが望ましい。
- ・ エクスカーション参加者の 9 月 26 日の宿泊手配を行う。宿泊施設は神戸ポートピアホテルとする。ただし、エクスカーション参加者のうち、但馬コース・播磨コースの宿泊施設が神戸ポートピアホテル以外となる場合がある。その際の両コース参加者の宿泊施設及び移動手段の手配も行う。
- ・ 宿泊先等本業務に関連する施設に対して「ひょうご安心旅」への加入確認を行うこと。

エ 資料宅配業務

- ・ 参加者の資料（配布物、各種観光パンフレット等）を参加者が指定する場所までの発送を行う必要があるため、宅配業者への発注及び集荷を手配すること。（各コース解散時に発送）
- ・ 発送個数は 120 個を想定し、発送料金は委託金額に含める。

オ 準備物について

- ・ 以下の備品を準備すること。（120 人分程度）
 行程表、参加者リスト、訪問先担当者連絡先リスト。観光マップ、各種パンフレット、その他資料、ポケットファイル、バインダー、ボールペン、除菌シート（ウェットティッシュ）、発送伝票、ネームフォルダー、お茶（2 日分）、雨合羽、傘、不織布マスク、ビニール手袋、ナイロン袋、※手提げ紙袋のみ委託者が手配
- ・ 配布物など事前に用意する資料は、ポケットファイルへのセッティング行うこと。

カ 新型コロナウイルス対策

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合のマニュアルを作成すること。また、緊急連絡先等が掲出されている連絡体制一覧を準備すること。

(2) 付随業務

ア 運営マニュアルの作成

- ・本業務運営に関する運営マニュアルを作成すること。

イ エクスカーション後の効果検証

- ・エクスカーション終了時にアンケート調査を行うこと。
- ・アンケート調査に関連する業務は以下を想定。
アンケートの作成及び提出の依頼、回答票原本のナンバリング及びファイリング、アンケートの回収及び督促の実施、アンケートの集計、報告書の作成。
- ・アンケートの質問内容は、委託者と協議の上、作成すること。

ウ その他

- ・事前に添乗員を決定し、エクスカーション当日までに委託者と打ち合わせ、下見を実施すること。

(3) 参加費について

- ・会議の受付において、販促会議企画運營業務受託者から当業務受託者が販促会議やエクスカーションの参加者名簿を入手し、エクスカーション参加者から宿泊費用として参加費（2泊は1万5千円）を徴収する。なお、受付業務は委託者が実施する。
- ・徴収した参加費は、委託料とは別に宿泊費として委託者より受託者に支払う。

7 成果物の提出

(1) 成果物

受託者は、本事業が完了したとき、「事業完了報告書」を作成し、紙媒体及び電子データを観光本部に提出しなければならない。

電子データはメディア（CDまたはDVD）に記録し提出すること。なお、各ファイルには内容が判別できるファイル名を付与し、ウィルスチェックをおこなうこととする。

(2) 提出場所

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 県庁1号館7階（公社）ひょうご観光本部内

(3) 部数

10部（紙媒体）

(4) 提出期限

令和4年11月30日（水）17時00分

8 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行につい

- て委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については委託者の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 委託契約の締結
- ア 契約に関する事務は委託者で行う。
 - イ 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ウ 契約条項は、委託者において示す。
 - エ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が2,000千円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (6) 契約の解除
- ア 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
 - イ 上記アにより契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (7) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。
- (8) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること
- (9) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。
なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。
- (10) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (11) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。